

第38回 地方分権改革有識者会議
第98回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和元年9月2日（月）10：00～11：47

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、谷口尚子議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員

〔政府〕舞立昇 治内閣府大臣政務官、山崎重孝内閣府事務次官、田和宏内閣府審議官、宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官

議題：令和元年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

1 冒頭、舞立内閣府大臣政務官から以下の趣旨の挨拶があった。

（舞立内閣府大臣政務官）皆様方には、日頃、地方分権改革の推進に御尽力賜っており、厚く感謝、お礼を申し上げます。

特に、提案募集検討専門部会において、現在、関係府省や地方3団体からのヒアリングを行い、精力的に御議論をいただいております、重ねてお礼を申し上げます。

本日は、関係府省からの第1次回答の状況を踏まえ、今後の進め方等について御審議いただきたい。また、各府省等の間で検討の方向性が合致しているものもあれば、そこまでは至っていない事項もあるので、調整を加速化させていきたいと思う。

地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の皆様においては、一層の御尽力をお願い申し上げます。

2 次に、提案募集検討専門部会における検討状況等について高橋専門部会長から、重点事項に係る各府省からの第1次回答の状況等について菅原内閣府地方分権改革推進室次長から、地方分権改革の推進に関する全国知事会提言について平井議員からそれぞれ説明があった。

（高橋部会長）まず、関係府省との議論の状況については、一定の議論の進展があったものの、現在では対応が困難というものや、今後、検討とされた回答も見られる。10月上旬からの第2次ヒアリングも含め、議論を加速させていただきたい。

そこで、関係府省との議論の状況を大きく4つに分類して御紹介申し上げます。「①検討の方向性が合致している事項」、「②検討の方向性が一部は合致している事項」、「③検討の方向性が合致していないが、論点の共通認識は得た事項」、「④検討の方向性の

合致、論点の共通認識も得られていない事項」の4分類である。関係府省からのヒアリングに際しては、部会としての考え方を呈しており、関係府省には、今後、引き続き検討を依頼している。

次に、全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングについて御報告申し上げます。地方3団体からは、提案募集方式による取組に対する評価と期待を表明していただいた。今回の提案全般に対しては、提案団体の趣旨を踏まえた積極的な検討を求めるとともに、特に実現を求める事項や検討を進めるに当たっての留意点の御指摘もあった。これらを踏まえて、今後、検討を進めたい。

今後の部会における検討の方針としては、まず、「①検討の方向性が合致している事項」、「②検討の方向性が一部合致している事項」については、関係府省に制度改正に向けた検討をお願いしたい。内閣府及び関係府省において、関係地方公共団体の意向確認を行うなどをあわせて、具体化に向けた詰め作業を行いたい。

「③検討の方向性が合致していないが、論点の共通認識は得た事項」については、関係府省から、さらなる検討の結果について御報告いただけたと考えているので、その状況を聞きながら、専門部会としても対応方針について検討をしたい。

「④検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項」については、再度、関係府省に対して、専門部会としての考え方や論点を明確に示し、さらなる検討をお願いした上で議論を詰めていきたい。

以上の方針を前提として、今後の検討の進め方について申し上げます。明日予定している内閣府から関係府省への再検討の要請の際に併せて、「主な再検討の視点」を関係府省に対して文書でお示しするので、関係府省に対しては、それを踏まえて、9月17日の火曜日までに御回答をいただくことを考えている。部会としては、関係府省の回答を踏まえ、10月上旬より関係府省から重点的にヒアリングを行い、議論を詰めていきたい。

例年のことではあるが、昨年もこの段階では「①検討の方向性が合致している事項」は、必ずしも多くなかった。その後、最終的な取りまとめに向けて、関係府省と課題を一つ一つ議論し、数多くの提案を前進させ、実現に至った。今年度も同様に、今後さらに論点を整理し、検討の方向性を見直していき、最終的には1つでも多く、地方の提案が実現できるよう、部会として努力をしたい。

(菅原次長) 資料2は重点事項について関係府省の1次回答と提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点をまとめたものである。

資料4は昨年までの対応方針において本年までに結論を得る等とされていた事項のフォローアップの状況を示したものである。

参考資料1は内閣府と関係府省との間で調整を行っている全180件の提案について、関係府省からの1次回答とそれに対する提案団体の見解を一覧にしたものである。

(平井議員) 資料5について御説明申し上げます。まずは、分権改革で税財源を初めとした大きな議論をしていただきたい。あるいは税財源の一般財源の確保については、10月に消費税が引き上げられ、地方の一般財源の総額も当然増えるはずであるが、その仕上げの過程で個々の自治体でもそれぞれが社会保障負担などに耐えうるような、そういう伸びを示すような形にしていただかないといけないのではないか。前回の平成26年の改正時は、逆に一般財源が減った自治体が多発しており、納税者も理解しがたい状況があった。財源まで一極集中をしないように、大都市部、地方部でそういう伸びるような手配をしていただきたい。

2ページ、3ページの辺りに記載があるが、立法プロセス等々でいろいろと参加の機会をいただきたい。これは今回のこの提案募集とも関連する面があり、そういう意味で、提案募集関係のところは3ページ以降に記載があるが、やはりいろいろと細かい規定が多く、従うべき基準などは、この際、大幅に考え方を見直してもいいのではないかと思う。これと関連をして、よく条例による上書き権という言い方をするが、そうすると、かなり大上段な話になってしまって、法律論あるいは憲法論に行ってしまうという話もある。突き詰めて言えば、現場の自治体で困っているのは、細かい規制のところ、これを何とかしてもらいたいというところであり、その多くが最近、数も増えているように思われる、従うべき基準による規制のところである。

新しい制度ができると、基本的にこの従うべき基準にしていればいいということではなくて、むしろ基本的には参酌すべき基準なのであろうが、実態がそうっていない。そこで、現場での厳しさが募っている。そういう意味で、義務付け・枠付け等々のチェックのための仕組みが必要であるとか、条例による権限を拡大すべきであるとか、そういう議論がいろいろと地方側で出てくるのは、その辺に由来しているのかなというふうにも思えるところである。

そういう意味では、先ほどの資料2のところで言うと、例えば7ページの7番の放課後デイサービス等での看護職員ということがあったり、あるいはその先のほうで、10ページのところの医療的ケア児への訪問介護等々がある。こうしたところは、非常に医療福祉系で多いわけであるが、細かい人員配置であるとか、そうした資格であるとか、そうしたことが入れられるわけであるが、例えば7ページのところの放課後児童デイサービス事業所であれば、看護職員、これも実際にはケアができる。普通の児童のお守りをする人よりは、むしろ資格もあって充実しており、そういう意味で、こうした看護職員を配置すれば、多分オールマイティーであるが、法制上、それが別建てになっている。そういう規則を盾にとって、現場の不便さが生じてしまっている。これによって結果的には、十分なそうした子供たちへのサービスが提供できないというようなことにもなるわけである。

これが医療にかかわってきて、10番のような医療的ケアについての訪問看護の適用範囲の問題等もあるが、こうしたことが往々にして見られるのではないかということであ

り、ぜひ御配慮をいただきたい。

3 ページ目の下のところから、地域公共交通制度のところがありますが、部会長を初め、非常に前に進めていただき、捌けるところは捌けてきたのではないかと思うが、やはり地域の実情に応じて、制度体制をつくってもらいたいというのが根強く、知事会の夏の会議でも議論があった。

例えば、今、御説明をいただいたところでは、31ページの27番のところ、消極的な回答に今のところはなっているが、これはいろいろなアイデアが現場ではあるということである。今、市町村長や都道府県知事に話を聞いていただくと、大体、頭の痛い問題は交通の問題になってきた。これ自体は悪いことではないが、働き方改革などが他方であったり、高速道路などで非常に凄惨な事故があったりして、ドライバーの確保やその勤務条件など、これに対する配慮をすべきという時代になった。そこに持ってきて、今、有効求人倍率が上がっているのに、ドライバーの成り手がいないということになってきている。

何が今、地方で起こっているかというと、例えば、うちの町のタクシーは、今年から5時以降は受け付けなくなったということがある。驚かれるでしょうが、これが地方の実態である。さらに言えば、うちの町はもうタクシー業者は撤退した、いったいどこにどう頼んだらいいのかということもある。そこに持ってきて、バスも空っぽで走るようなことも起きてきたりしており、そうしたら、もう廃止するか。現実にバス路線の廃止が目立っているが、バス路線を廃止するので、どうしたらいいかということで、地元で過疎バスをつくるということがあるが、その過疎バスの運転代行すら、運輸業者が撤退してしまう。そういうように、今、本当に厳しくなっているのが全国状況になってきており、なぜ交通問題がこれほど出てくるかというと、そういう背景があるからである。

この27番のところは、地方創生の実験事業として、今やろうとしているような事業がある。それは運転手不足であって、トラックなどもそうであるから、地元で公民館あたりまで何らかの形で地元も協力しながら、荷物を届けると。その届けた荷物を集落で、それを誰か当番がいて分けてしまうと。要はボランティア的にそうした地域内運送とかいうことをやる。これに実はデマンドバス方式で人の輸送の過疎バスを組み合わせるわけである。実態はタクシーに近いようなものであるが、それで人を運ぶついでに貨物も運ぶ。こういうことを私どものほうで、今、アイデアとしてやるわけであるが、中山間地で特例的にこうした事業が認められるのは繁忙期だけということになり、それでは、なかなか普及しないということにもなる。

このようないろいろな隘路があり、発想としては、やはり地方分権の仕組みによって、現場のやりたいようにやってくれと。それに対して、例えば国土交通省でやっている過疎バスの助成事業なども組みかえるというようなことで、そうした人が乗ろうが、貨物が乗ろうがという、とにかく車が回るのであれば、そうした対応ができるようにすると

というのが、やはり多分、分権の醍醐味だと思う。そうしたところにぜひ切り込んでもらいたいという意味で、ここにあるような問題提起が知事会の決議の中でもされてきたということである。

資料5で、あとは雇用や産業振興政策、提案募集方式のさらなる改善、分権特区の導入、制度的課題等々、いろいろとあるので、これまでも申し上げていることであるが、ぜひまた読んでいただければよいかと思う。分権特区なども大きな視点で、こうしたこともやるのが、分権に対する関心と呼ぶことにもなるのではないかと思うし、先ほど御礼も申し上げたとおり、提案募集方式も大変に前に進めていただいていることであり、感謝を申し上げるところである。ただ、いかんせん領域がすごくミニマムなところで勝負をするため、やはりもっと大きなところで議論していくようにならないだろうかと思う。

3 次に、議題について意見交換が行われた。

(伊藤構成員) 例年のことではあるが、やはり提案団体からは、地域でさまざまな行政を行っていく上での特にリソースが非常に不足していて、それによって支障が出ているということが、本年度もひしひしと感じられた。例えば全般的に人材や財源が不足しており、非常に煩瑣な手続や法的根拠が不明確な事務あるいは手続について、いろいろな提案があったと理解をしている。

それから、リソースとして、やはり人材が非常に足りなくなっているということがあると思う。例えば地域公共交通を円滑に行うための担い手がない。あるいは医療や福祉の専門人材についても非常に細かい配置基準等が決まっているけれども、それでは、なかなか確保できないといったような切実な提案が寄せられていると思う。さらに行政活動を進めていく上での各種の情報についても、やはりその入手が非常に困難になっているということがあると思う。空家あるいは森林の所有者に関して、固定資産税情報等を活用できないかというような提案も、そういった情報把握に関する非常にリソースが不足しているということを反映している提案だと思う。

こちら各府省の1次回答では、対応困難というような回答が寄せられているものもあるが、今後の2次ヒアリングに際してはできるだけそうした、特にリソースが不足している提案団体の趣旨を踏まえて、きちんと御対応をしてもらえるように、専門部会としても対応してまいりたい。

(市川議員) 今回の提案に関しても、非常に丁寧な説明を賜り感謝申し上げます。本当に内閣府の皆様の御苦勞が感じられ、専門部会も非常に丁寧に議論をされているということも今回も感じている。その中で、今回の重点事項の中で、3点申し上げます。

例えば、25番の森林所有者に関する固定資産税の情報の件。そもそもこの法律の目的

は、要は森林簿の把握も含めて、実態調査をしっかりとしようというところだと思う。地籍調査という点からすると、山林に関する地籍調査は、現在、全体の45%くらいしか進んでいない、非常におくれている部門だ。その法の趣旨に照らし合わせた場合に、情報収集ということと個人情報の保護というところで非常に難しい議論もあると思うが、法律がきちんと活用できるような仕組みにぜひ進めていただきたいと思う。これは専門部会からも御提案をされているとおりでと思う。

例えば、33の放置自転車の撤去・保管、徴収・収納事務の私人委託の件だが、私はこのいうのは、ここでこんなに議論をされるようなことなのかと正直思う。民間とのいろいろな協力関係が各地方自治体で必要なときに、どんどんこういう協力ができるような仕組みをもっと準備すべきであり、正直、自転車の管理方法を私人に任せることが簡単にできないということ自体に、驚いた次第である。

45のデータの話については、デジタル法案等も出てきて、これからいよいよデジタル化が進む中で、データをどういうふうに共有して使っていくかというのが、非常に重要なポイントとなる。ワンストップ、ワンスオンリーなどいろいろあるが、今後、この地方分権の専門部会で議論され、課題に挙がってくる中で、各府省においても、データをどういうふうに有効に使っていくかという視点で、ぜひしっかり検討をしていただきたい。

平井知事からのお話もあったが、従うべき基準と参酌すべき基準の趣旨が非常に曖昧なまま、ずっと議論をされてきていると思う。ある意味では自治体に委ねる、ある意味では管理するという部分であるが、従うべき基準ということについては、本当に絶対に駄目だというところは明確すべきだ。従うべき基準はどうあるべきかというのを、真剣に議論をしたほうがいいと思う。

特に人の数だとか、そういう細かい点については、先ほども言ったデジタルとか技術革新とか、いろいろなことが進んでいるわけで、従来の人員配置基準というのが、地方自治の現状に照らすと、一律に守れるものかどうかというのは、しっかり議論をすべきだと私は思う。特に人に関してはこれからマルチタスクだとか、いろいろな役割を1人の人が担うような時代になってきているので、そういう意味で、特に人員に関する従うべき基準というのは、一度、棚卸をする必要があると思う。

(後藤議員) 私も全く同様の感想であり、大変丁寧に説明をいただき、また、提案募集検討専門部会も、確実に成果を出していただき、感謝する。

そうした中で、先ほど、平井知事のほうから、全国知事会からの紹介があった義務付け・枠付けの見直し、これは全くそのとおりでと思うが、地域公共交通制度の見直し、提案募集方式等の見直しをどのように今後進めていくのがいいのかということを考えながら、話を伺っていた。すなわち、今回も45の重点事項を非常に細かく丁寧に対応をいただいたが、それを全体像として、7つにまとめており、その柱ごとの議論をもう少し

し抽象度を高めた議論をしなければいけないという指摘を、提案募集方式等の見直しと具体的に地域公共交通制度の見直しと表現されているのではないかと思う。

私自身は、地域公共交通部会のほうに参加させていただいており、今回のような重点事項として挙がってくる解像度とは違う、ちょっと抽象度を高めた理念系の議論を一方でしておく必要があるのではないか。特にその中でも、地域公共交通と空家や農地のあたりについて、個々の支障をどのように取り除いていくかということとは別に、やはり今後どちらへ、どのように向かっていくかという大きな議論を一方でする機会が必要なのではないかと思う。それがまさに知事会のおっしゃる提案募集方式の見直しと地域公共交通制度の見直しという表現にあらわれているように感じた。

(谷口議員) 今年も丁寧な議論をしっかり重ねていただき、また、このような形でまとめていただき、一つ一つ拝読して、とても勉強になった。関係府省からの1次回答も、このような現状のフレームワークの根拠をしっかりと説明してくださり、これを再検討する場合には、調査を行う、検討を続けるといった前向きな姿勢も見られており、さらにそれに対して、検討専門部会から、もし積極的でない場合は、何ゆえ支障があるのかを示すように、あるいはいついつまでに結果を示すようにといった具体的な依頼もあり、非常に真剣に積極的に結果を出そうとしている点を改めて感じた。

今回も感じたところでは、こういった提案募集と支障の関係を見ると、大きく影を落としているのが、人口構造の変化だと思う。つまり、人口集積が起きる地域とそうでない地域が生じるのは、そもそも我が国の産業構造が第1次産業、つまり農林水産業が中心なら、それが行える地域に住むことに利便性がある。しかし多くの先進国では、工業化によって第2次産業つまり鉱工業が行える場所に人が移り、さらにその後は7~8割の労働者が第3次産業に従事するようになる。第3次産業はサービス業であり、ものづくりと農林水産業以外であるから、人が集まっているところでないとビジネスが成り立たないという特性がある。そういう産業にほとんど多くの国民が従事しているという状況だからこそ、人口が都市部に流れるという構造がベースにある。

そうすると問題は、人口が減ったところにおいてはサービス業が成り立たないので、必要なサービスを民間から調達することができない。そのため、この提案の中でも、例えば保育所や放課後児童クラブの運営基準を参酌基準化をしたほうが良いというのは、それは都会であれば、民間の保育所ができるとか、より費用がかかっても英語で放課後教育をやりますといったことが成り立つが、非都市部では、そういうふうな事業者の参入は期待できないので、行政がやらざるを得ない。そうすると、行政が運営する際の基準というものを低くしないと成り立たない。人口の集積が難しいところでは、行政がある意味、細かいサービスをやらざるを得ない。あるいは、近所の人々がニーズに応じて手伝ってあげる、一緒に連れて行ってあげるとか、そういった住民同士の助け合いをやらないと成り立たないような地域がもう出てきている。

人口集積が難しいところでは、自治体あるいは住民間の細かいサービスを認めるような方向で考えることもありえるのではないか。

逆に都市部においては、今度は人が多過ぎて提供できないことがある。しかし、そういうところでは、民間の参入が期待できるので、民間の事業者が活動しやすいような分権のあり方というものを認める。さっきの自転車の処理を民間に委託することを容易にするとか。地域の人口集積の度合いに応じて、考え方を変えなければいけないかもしれないので、関係府省の方々には、大変だとは思いますが、ある条件やデータに応じて、一律の枠組みを課すというよりは、何ゆえ、この事業が続けにくくなっているのかということを考えていただき、民間あるいは地域が対応しやすいように助けることを考えていただければと思う。

(平井議員) やはりいろいろと転換点に来ているのかと思う。今どうしても地方創生を進めていても、人口の移動に歯どめがかからない中であり、崩壊の兆しが地域によっては生まれてきている。それを今、地方部は地方部のやり方で助け合いたとかをやろうとすると、国全体の画一的な規格に合わないため、はみ出てくる。それをいちいち拾い出すようにして、こうやって提案募集の中に出てくるわけであるが、そこをどうアプローチしていくかということだと思う。

そういう意味で、例えば、空家などは、今、緊急にやらなければいけないことが起きており、佐賀でも水害があったが、災害が起こると、たちまち顕在化する。我々も地震がありそうだったが、順番に家の復旧などをやっていって、残ってきたところが、ただでさえ危険なところが、災害を経て危険になってくる。そういうものを緊急に除去しなければいけないということで、この提案募集の中にも1つ、空家の問題があった。

家だけを壊せばいいというものではなく、家の中に実はいろいろなことが前提として作り込まれていて、地方に行くと、よく仏壇をどうするのかという問題が起きる。例えば空家を貸そうと思っても、仏壇があるので貸せないとかいう家が結構あるように、こういうようなことで、その家の精神的なよりどころみたいな、そういう動産などもあったり、また、実は動産の処分費は物すごくお金がかかったりする。

そういうものなどに切り込んで空家法をやってくださいということを、地方で今回声が上がっているが、それは立法改正として、動産と不動産は別であり、できない。そこまでやらないと、空家対策の意味がないではないかということであり、こういうのは隠れた問題も含めて、トータルでアプローチをしていく。農地の問題など、まだまだ隠された課題もある。

例えば第1種農地と第2種農地と隣接をしていて、第2種農地なので転用ということを考えかけるが、第1種農地と連担して一体となっているので、これは手がつけれないというようなことになる場合がある。しかし、これは弾力的に運用をしたらいいのではないかとか、あるいは国道が開発されてきて、何もない田んぼに、例えば直轄などで

すごくきれいな道路をつくる。そうすると周りに家が、正直、店が張りつきたいのが当然なのだが、そこにもともと農地の規制がかかっているのです、容易に転換できない。こういうところで、地元や自治体の市町村の首長の不満がたまってくる。

だから、農地も確かに転用がかなり進んでいるが、中身の基準には、まだ切り込み切れていないところがあり、そのロジスティックスはできていても、サブのほうはまだ実は対象外として、今回、積み残しで置いてあるところである。こうしたところなども、やはりアプローチが必要なのではないかなとも思うところであり、今おっしゃったようなことをぜひ進めていただければと思う。民間活力の導入ということ言えば、いろいろとできることはいっぱいあると思うし、それが一つ一つ、法規制がかかってしまっている面もある。先ほどの地籍の問題などもそうであるが、これも大問題で、なかなか進まないのは、規制の問題も一つは当然あるのだが、恐らく、それを進めるための新しい制度の創設ということがあるのだろうと思う。この辺は既存の国の制度があって、新しい制度の創設になかなか進んでくれないときに、分権の立場で我々がプッシュをして、こういう提案をしたいので、ぜひ一緒に法律改正をやろう、現場の発想に基づいてやろう、ぐらいがあってもいいのではないかな。そういう意味で、もっと大きな分権の議論も今後進んでくれば、世の中はよくなるのではないかなと思う。

(市川議員) 民間と公というものを分けるのではなく、それぞれの地域でどういうふう
に、公・共・私という言い方をし、それぞれの地域で公・共・私をどういうふう
に有効的に動かしていくかだ。そして、それをサポートするような法的体制や、各
庁の柔軟な対応というものを議論しないといけない。どういうふうにして縛るか
という議論から、どういうふうにして解放するかという議論に変えていく時期
だと思う。

(高橋部会長) 本日の議論で、私どもが第1次ヒアリングや地方公共団体ヒア
リングで、個別具体的な事案を通して感じていたことは、より大きな視点で御
指摘いただいたのではないかなと思う。地域公共交通の話もそうであるし、地
域の実情に応じた子供・子育てのあり方の話であるとか、さらにはマンパ
ワーが少ない自治体に対する細かな事務の義務付けの問題であるとか、個別
事案を通じて考えてきたことについて、大きな視点から、より高いレベル
で、この問題を取り組む必要があるのではないかなという指摘をいただいた。

私どもとしては、個別な事案を通じて検討するという方式で作業を実施して
いるので、より高いところのお話は今後ぜひ、議員の先生方にしっかり議論
をいただきたいと思う。私どもとしては、提案募集方式を踏襲しながら、今
年度もさらに進めていくということになるが、今、御指摘いただいたよう
な大きな視点が背景にあるのだということ踏まえて、ぜひ個別の案件の実
現についても、各府省に迫っていきたいと考える。

地方3団体のヒアリングの中で市長会のほうから、個別の提案ということ
を通じてと

ということであるが、補助金の要綱を通じて、こと細かな、事務作業の義務付けがされているということの御指摘があった。私どもとしては、個別の提案ということ踏まえた検討ということになるが、ぜひ来年度、補助金の要綱を通じた形で、過度に自治体の作業を、各省庁の立場からすると、どうしてもお金を使うのだから、しっかりしたエビデンスをとってきてくださいという話があると思うが、それにしても、過度な作業を求めるとのことについての支障については、ぜひ来年度、事務局にも掘り起こしていただければ、ありがたいと思う。

(神野座長) 今回、ここでの議論の中で出てきたことで、少し新しいと思ったのは、私たちは制度と言ったときに、いわゆる政治的に決定した制度とフォーマルな制度と、家族とかコミュニティーとか、さまざまな人間の関係性がつくり上げてきた習慣としての助け合いの制度みたいなもの、つまりインフォーマルな制度があって、今そのインフォーマルな制度が非常に弱くなっているが、そのインフォーマルな制度を再創造していかないと成り立たなくなっているような時期、あるいは地域という条件のもとでもって、どうもフォーマルで決められた制度が、そちらの下からでき上がろうとしている制度と桎梏を来している場合があるのではないかというような御指摘を頂戴したかと思うので、この点は少し、私どもも肝に銘じながら、反芻して検討していく必要があると思う。

最後に山崎事務次官から、ご挨拶を頂戴したい。

(山崎内閣府事務次官) 本日は、御多忙のところ、深い御議論をいただき、感謝申し上げます。私は平成6年から地方分権の仕事をやっており、25年間もたった。2000年分権の前後と比べて、今日先生方がおっしゃったとおり、状況が随分変わっているということ、思いを新たにしました。2000年分権のころというのは何かと言うと、やはり経済がすごく成長してきて、人口が伸びている国であり、地方の政府の活力がすごくあって、そこを変にためているというか、いびつにしているということはどう直すかということだったと思う。ところが、昨年、2040年のこの議論をずっとさせていただいて思ったことを言うと、やはり日本の置かれている状況が相当変わってきている。だから、2000年分権あるいはその後の分権改革推進委員会でやってきた部分が随分、今の状況と合わなくなっていて、そのあたりを皆様もおっしゃっているのではないかと思います。

私は十数年前に行政体制整備室長を総務省でやっていたが、そのときに思ったことは、あのときも新たなサービスの提供方法を基礎自治体が提案すると、そのやり方がやはり法律とか制度とかでおかしいと言われたと。例えば端的に言えば、あのころは高浜市が住民票の受付を民間に委託した。それがいいのかと言われたときに、総務省自治行政局自体が、そういうことは新たなことなのでどうかというところで、しかし、よく考えてみると、今日おっしゃった、官と民と共の部分でうまく回していこうという努力だったと思う。今はもうアウトソーシングをしたり、共通基盤をつくったり、何でもないこと

になっている。

私が思ったのは、レゾンデートルとは何かと。国とか地方公共団体とか、やはり住民サービス、国民に必須なサービス提供の持続可能性を追求することではないかと思う。そのときに、そのレゾンデートルを果たすために、やり方を変えなくてはいけないことがいっぱいあるのだろうと。結局、今、経済財政もやるようになって、もう一回見ると、日本というのは2000年のころとは全然違って内需主導国家で、第3次産業が中心で、しかも、そうなると都市が繁栄していくというようなことになってきている。その中で、サービスの提供方法を柔軟に継続することによって、何とかなっていくかということになるのだろうと思う。

そこが実は、この一つ一つの提案募集に出てきていることの背後にあるものなのだろうと。そこを一つ一つ腑分けをしていって、今日平井知事からおっしゃったような、義務付け・枠付けの従うべき基準と参酌基準と、あのころは分権推進改革委員会のときに、ある意味では少し苦し紛れに、余りにその義務付けが強いので、義務の大要は示すのだけれども、それについて説明責任を果たせば変えられるというふうにしたのが参酌基準で、参酌基準という概念を借用して、分権を進めようとしてきたのだと思うが、今は参酌基準が当然のことになって、では、何で従うべき基準にしておかなくてはいけないのかという議論をするべきだというふうに、平井知事がおっしゃったのではないかなと思う。

そういった意味、サービスの提供方法を柔軟化していくことが、都市にも地域にも地方にも国にも必要になってきているというパラダイムのもとで、これからどういうふうにしていくのかと思う。そういう意味で、この8カ月いろいろと聞いていて、事務局は懸命にやっているが、提案募集の一つ一つが具体的なので、それをどうこなしていくかということが第一になってきて、ある意味では、言われたことについて、きちんと答えを出していって、法律とか政令とか、その通知にしていくということが、事務局のこの数年の1つのミッションになっている。

そこをこれからはまた議論をさせていただき、議員の先生方に議論をしていただいた上で、それをもう少しアウフヘーベンして、どういうふうにしていくか。その2000年分権とはいかないかもしれませんが、何かテーマ性を持ったことをやっていく必要があることになっているのかというのを、内閣府次官として、この8カ月を見ていると少し思ってきたので、これはまた御相談をいろいろさせていただきたいと思う。本日はいろいろと議論をいただき、感謝申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)